

## 『全世代地域市民会議』基本方針について

### 1、市民会議の設置について

#### 趣旨

自治基本条例の趣旨に基づき、市民が地域で事業を実施するなどして主体的にまちづくりに参画し、大東市における住民自治の推進を図るため、概ね中学校区単位として、市民が集まり、まちづくりの課題について議論し、交流するために、市民会議を設置する。

#### 定義

- ◆ 市民とは、市内に居住する者、校区内で事業を行う個人または法人、通学者、通勤者及びその地域で活動する各種団体をいう。
- ◆ 校区内の市民で構成され、自律的な運営が継続して行われる1校区を単位としたひとつ限りの組織をいう。

#### 基本理念

- ◆ 校区のまちづくりを進めるに当たっては、市民会議及び市が対等の立場で互いの役割を理解し、協働して行うこと。
  - ◆ 多くの市民がまちづくりに主体的に参画する組織であること
  - ◆ 地域と学校とが連携し子どもたちの教育環境の向上をはかること
- ※この基本理念以外に、  
「地域に精通した行政職員の増加」は、  
⇒「第11条・市民会議への支援 地域に精通した職員の育成及びその配置」としました。

#### 市の役割

市は、基本理念に基づき、市民会議の自主性及び自立性を尊重するとともに、その運営を支援するための必要な施策を講じるものとする。

#### 市民の役割

市民は、基本理念に基づき、校区におけるまちづくりへの関心を高めるとともに、積極的にこれに参画するものとする。

#### 市民会議の役割

市民会議は、校区内のすべての市民に開かれたものとし、校区におけるまちづくりに関する議論と合意に基づき、継続したまちづくりの推進のための事業を行うものとする。

#### 設置の要件

- ◆ 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他市民会議を民主的に運営するために必要な事項が、規約等に定められていること。

- ◆ 市民会議の代表者及び役員は、構成員の意思に基づいて選出されていること。  
(※関連：各校区の地区規約において「校区内の市民全てを構成員とする」を制定予定)  
(※関連：各校区の地区規約において「総会および運営委員会の議決方法は、参加者の過半数(委任状含む)」を制定予定)

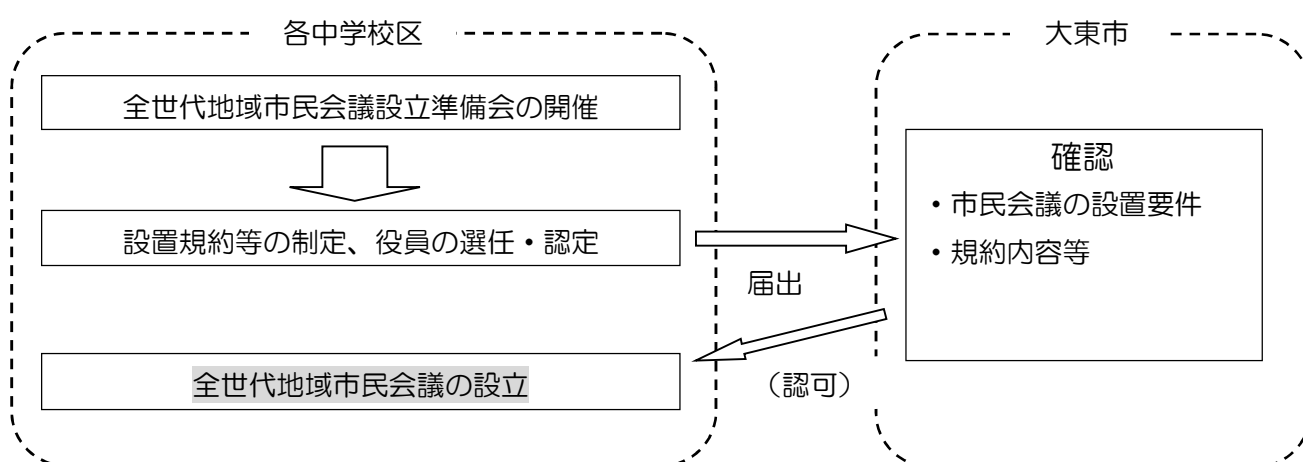
### 組織運営

- ◆ 市民会議には、総会、運営委員会、部会を設置する。部会の下部組織として地区意見集約会等を置くことができる。  
(※各校区の規約において定める)
- ◆ 全体会議である総会は、校区内の市民(構成員)が参加し、部会、運営委員会で集約された意見について審議し、出席者の合意のもと議案を決議する。  
(※各校区の規約において定める)
- ◆ 運営委員会は、校区内の市民の代表者および推薦者で構成し、総会に諮るものを審議する。  
(※各校区の規約において定める)
- ◆ テーマ別の部会を設置する。(※各校区の規約において定める)

### 市民会議設置の届出

- ◆ 市民会議設置に際しては、
  - (1) 規約
  - (2) 市民会議の役員等の名簿(運営委員会、部会、事務局等)を作成し、市長へ届出してもらう

### 設置までの流れ



※全世代地域市民会議設立準備会とは、既に現在各地区に各種のテーマを解決するために参加している多種多様な市民をもって組織する。

(区長、自治会役員、小中学校関係者、子ども会関係者、PTA関係者、民生委員児童委員、青少年指導員、CSW、消防団員、防犯委員など多種多様)

## 2、事業について

### 地域計画

◆ 校区のまちづくりを継続的かつ計画的に実施するため、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史、文化等の地域資源（人・もの）を活用し、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をとりまとめた事業計画を策定する。

### 市民会議の事業

- ◆安全・安心な地域づくりを推進するための事業
- ◆保健、医療又は福祉を通して地域づくりを推進する事業
- ◆郷土愛の醸成を目的とした事業
- ◆地域の伝統文化、郷土芸能を通して地域づくりを推進する事業
- ◆地域の生活環境の改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- ◆子どもの健全育成を通して地域づくりを推進する事業
- ◆地域の特性を生かした産業振興のための事業
- ◆地域の自立性を高め技術や能力の向上を推進するための事業

## 3、市民会議への支援について

市は、市民会議の事業が円滑に進むよう、運営を支援するため次の施策を講じるものとする。

- ◆情報の提供、助言、財政的な支援
- ◆地域に精通した職員の育成及び地域への配置
- ◆その他必要な支援

### 会議設立準備金

市民会議の運営に要する経費及び各校区の地域計画に基づく、校区のまちづくりの推進のために実施する事業に対し財政的な支援として、会議設立準備金を交付する。

## 4、市民会議の将来像

市民会議は、課題解決のための方策を地域で考え地域で事業を実施することを目指している。

自治会や区長、各種団体など既存の組織に加え、多種多様で子どもからお年寄りまで参加した全員参加型の市民会議を創設させた暁には、市民会議条例を策定し、地域で自由に使える包括交付金型の財政的支援をしていく。